○国土交通省告示第三百四十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月九日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月九日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北横断自動車道釜石秋田線	岩手県和賀郡西和賀町川尻四〇地割九八番七八から同県和賀郡西和賀町川尻四〇地割九八番一一二まで	令和八年三月十日〇時

○国土交通省告示第三百四十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年三月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件

危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う一般社団法人日本海事検定協会加古川事務所の廃止

㈠　事業所の名称及び所在地の削除

名称	所在地
加古川事務所	兵庫県加古川市別府町新野辺字畑下1525番地

㈡　廃止年月日　令和八年四月一日

○国土交通省告示第三百四十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年二月十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月九日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5753号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	ＴＫ―5930ＲＳ型	高階救命器具株式会社	保護布の仕様の追加

○国土交通省告示第三百四十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年二月十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月九日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4969号	膨脹式救命いかだ	ＲＦＤ―Ｔｏｙｏ　ＲＦＤ　Ｌｉｍｉｔｅｄ　ＴＲＳ　15Ｔ	キャノピー灯及び室内灯の仕様を変更	

○関東地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
藤沢市城南五丁目一二八〇番から同市城南五丁目一二五〇番四まで	前	八八・七〇～九七・七二メートル
	後	九〇・五六～九九・六五メートル　〇・〇四〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	藤沢市城南五丁目一二八〇番から同市城南五丁目一二五〇番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○四国地方整備局告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月九日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　高知県

二　都市計画事業の種類及び名称　高知広域都市計画道路事業三・四・十六号はりまや町一宮線

三　事業施行期間　自令和八年三月九日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　高知県高知市薊野東町並びに一宮南町一丁目地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月九日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　高知県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和六年四国地方整備局告示第十五号高知広域都市計画道路事業三・四・三十二号朝倉駅針木線及び三・三・二号下知伊野線

三　事業施行期間　自令和六年二月十五日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　令和六年四国地方整備局告示第十五号の事業地に朝倉字八幡及び朝倉本町二丁目を加える。

使用の部分　変更なし